

告示第 65 号

太子町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成 25 年告示第 94 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 6 条第 1 号中「医師」の次に「又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師」を加える。